

令和7年度

委託仕様書

委託名

管渠調査業務委託(3)

委託箇所

南部幹線(さいたま市南区辻地内)ほか

委託概要

委託期間 契約日 から 令和7年12月12日 まで

委託内容 下水道管渠大口径TVカメラ調査およびマンホール目視調査並びに管渠部の清掃一式

対象箇所 : 1. 大口径TVカメラ調査 535.59 m
(1) 南部幹線(N-40~N-38)
(2) 荒川幹線(アラ-2~アラ-1)
※アラ-1から上流に15mの清掃、土砂運搬を含む
※土砂運搬量は8.92m³を想定している。
2. マンホール目視調査 4箇所
(1) 南部幹線(N-39、N-39-1、N-38)
(2) 荒川幹線(アラ-2)

[illegible]

[illegible]

報告書作成工

B-2 代価表

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
報告書作成工					
マンホール目視調査	箇所	4			C-3代価表
報告書作成工					
大口径TVカメラ調査	m	535.59			C-4代価表
CD-R（清掃作業報告用）	枚				
印刷製本費	式	1			
計					

[illegible]

マンホール目視調査工（夜間）

C-1 代価表

[illegible]

大口徑TVカメラ調査工
(夜間・1mあたり)

C-2 代価表

[illegible]

報告書作成工
マンホール目視調査 (1箇所あたり)

C-3 代価表

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理技師	人				
管路調査技師	人				
管路調査助手	人				
CD-R	枚				
写真代 カラー サービスサイズ	枚				
諸雑費	式	1			
計					
1 箇所あたり	箇所	1			

C-5 代価表

吸引車清掃工(夜間) アラ-2～アラ-1管渠部1日(1m)当たり

種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
強力吸引車運転工 210kW 8t	日				
高圧洗淨車運転工 147kW 4t	日				
計					
荒川幹線アラ-2～アラ-1 1m 当たり	m	1			

C-6 代価表

吸引車運搬工 1m3当たり

[illegible]

ライトバン(1500cc)運転工
(1日当り)

D-1 代価表

[illegible]

大口徑TVカメラ搭載車運転工（本管用）
（1mあたり）夜間

D-2 代価表

[illegible]

特 記 仕 様 書

委 託 名	管渠調査業務委託（3）
委託箇所	南部幹線（さいたま市南区辻地内）ほか
委託期間	契約日～令和7年12月12日

公益財団法人 埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する必要な事項を定めるものとする。
- 2 概要 本委託業務は、南部幹線、荒川幹線の管渠内調査及びマンホール（人孔）調査並びに管渠清掃を行うものとする。
- 3 調査区間 本委託の調査区間は次のとおりとする。
- | | | |
|----------------------|--------|----------|
| (1) 南部幹線 (N-40～N-38) | 本管 | 464.07 m |
| | マンホール | 3 箇所 |
| (2) 荒川幹線 (アラ-2～アラ-1) | 本管 | 71.52 m |
| | マンホール | 1 箇所 |
| | 本管計 | 535.59 m |
| | マンホール計 | 4 箇所 |
- ※ 調査区間の詳細は、図面（下水道台帳）を参照のこと。
※ 全箇所夜間作業とする。
- 4 業務内容 本委託は、埼玉県下水道局で定めている「管路施設の維持管理要領（令和6年4月1日改定）」に従い、次の作業を実施する。判定基準は別紙2のとおりとし、報告は別紙3により行う。
- (1) マンホール（人孔）調査
- (2) 管渠調査
- 本調査は大口径TVカメラで行う。調査の写真撮影は10m毎とし、それぞれ直視1枚、側視2枚を撮影する。ただし、異常箇所については、随時撮影すること。大口径TVカメラ調査はクラック幅をmm単位で認識できる解像度を有すること。また、対象箇所の大口径管渠内で鮮明に画像が得られること。
- マンホール（人孔）調査の写真撮影は、1箇所当り3枚を基準とするが、異常箇所については、随時撮影すること。
- (3) 管渠内の土砂等の除去、清掃作業
- (4) 発生土砂等の運搬作業（荒川水循環センター（戸田市笹目5-37-14）まで）
- (5) 荒川水循環センターへの土砂搬入後の計量及び排出作業
- ア 搬入土砂等の計量は、荒川水循環センター内台貫を使用する。
- イ 台貫計量後、土砂等を指定の場内返送管マンホールに排出する。
- (6) 報告書の作成
- 本委託業務における報告書は、製本されたものとは別に、電子データによる報告も行うこと。
- ア. 対象 : 委託報告書（別紙3）、委託写真
- 形式 : Excel形式（文書、写真等全て）
- 数量 : CD-R 5枚
- イ. TVカメラ調査動画 : DVD-R 5枚
- なお、電子データについては、委託者より提供する電子ファイル（指定様式）に入力するものとし、別紙1「重点調査区間」は令和7年10月31日までに、提出すること。
- (7) 報告書・写真・動画等の成果品一式は、原則としてコンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理

主任技士のいずれかの資格を保有する者がチェックする。但し、これらの資格を保有する者が社内に在籍していない場合は、一級又は二級土木施工管理技士又は下水道管路管理技士を保有する者（可能であれば現場代理人以外の者）がチェックする。

なお、チェックした結果は資格者証の写しと共に報告する。

5 提出書類

受託者は、約款及び標準仕様書に基づく書類のほか、次のものを提出する。

- (1) 道路使用許可証の写し
- (2) 有害ガス濃度測定記録
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届（技能講習修了書写し添付）
- (4) 管渠・人孔調査の結果については、電子データ及び製本版5部を提出すること。写真帳についても、5部提出すること。
- (5) 異常箇所の報告写真として、判定基準Aランクは、抜粋した別冊写真帳を作成し、3部提出する。
- (6) その他、監督員から指示があったものとする。

6 第三者等に及ぼした損害

受託者は、委託業務の履行に伴い第三者等に損害を与えないための注意義務を怠ってはならない。また、受託者の責に帰すべき理由により生じた損害は、受託者がその損害を賠償するものとする。

7 安全管理及び注意事項

作業上の注意事項については、次のとおりとする。

- (1) 管渠内及びマンホール（人孔）内の作業にあたっては、酸欠・有害ガス及び、流入水量等に十分注意をはらい事故防止のため万全の準備をしておかなければならない。
- (2) 作業員が管内で作業する前及び作業中は、必ず管渠内に空気を送風すること。
- (3) 酸素欠乏症等防止規則等関係法令を遵守すること。
- (4) 管渠内を出入りするときには、転落に十分注意すること。深さが2m以上ある場合は墜落制止用器具を使用する等、安全対策を徹底する。
- (5) 不等沈下している箇所もあるので、流されないように十分注意し、流れ防止対策を行った後、調査等実施すること。
- (6) 道路上で作業する時は、道路使用許可を受け許可条件に従い、十分注意し、安全に作業を行うこと。必ず現場の状況に応じた適切な防護柵、注注灯及び標識を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- (7) 夜間作業においては、必要以外の物音を立てないようにし、住民の安眠を妨げないこと。
- (8) 次にあげる安全装置等は、十分に用意しておくこと。

ア 有害ガス濃度測定器

イ 空気呼吸器・エアラインマスク等

ウ 安全ブロック・墜落制止用器具・ロープ等

エ 標示板・バリケード・すずらん灯・回転灯等

オ その他必要なもの

- (9) 調査区間内周辺の住民に作業内容を明記した看板を立て、協力を要請すること。また、必要によりチラシを作成し、配布すること。
- (10) 作業日毎に作業実施有無を監督員と協議した上で作業を実施すること。
- (11) 現場作業においては、各現場単位で緊急連絡がとれる体制で実施すること。
- (12) 埼玉県南中部（上尾市、さいたま市、戸田市、蕨市、川口市）に大雨・洪水に係る注意報または警報（共に土砂災害は除く）が発令されている場合は作業を行わないこと。また、作業中に発令された場合にも速やかに作業を中止すること。
- (13) 万一事故等が発生した場合、直ちに関係各公署等に連絡対応できるよう緊急連絡体制を整備しておく。
- (14) 管渠内部等に異常があった場合は、速やかに監督員に報告する。
- (15) 作業中に異常があった場合は、直ちに作業を中断し監督員に連絡すること。
- (16) 有害ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急措置を行うこと。
- (17) 酸素欠乏危険作業場所及び類似の危険作業においては、法令で定められた作業主任者講習や特別教育修了者以外の者が業務に就かないこと。
また作業主任者を選任すること。

8 交通誘導

作業中は複数の交通整理員をおき、事故防止等に努めること。

なお、本業務を実施するにあたり、埼玉県公安委員会告示第130号（令和2年7月31日付け）において、指定員の配置する路線（別紙4参照）で交通誘導等の業務が必要な場合には、交通誘導警備の1級又は2級検定合格証明書の交付を受けた交通誘導警備員を作業場所ごとに1人以上配置すること。

また、業務に従事している間は、合格証明書を携帯すること。

9 関係法規の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり労働安全衛生法、道路交通法等関係法令を遵守しなければならない。

10 環境配慮への取組

環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。

11 成果品の電子納品について

受託者は、公益財団法人埼玉県下水道公社委託標準仕様書の提出書類一覧表に定める報告書、写真等について必要部数を提出すること。また、紙面で提出した場合でも、4(6)に記載の電子データ（PDF形式）での提出は必要とする。

12 その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者協議して定めるものとする。

調査範囲

I 重点調査区間

幹線名 処理分区	マンホール名	管径 [mm]	管径別調査延長 [m]			人孔数
			800mm 未満	800mm以上 1,500mm未満	1,500mm 以上	
南部幹線	N-40 ~ N-39	φ4,000			228.29	1
	N-39 ~ N-39-1	φ4,000			206.74	1
	N-39-1 ~ N-38	□3600×3200			29.04	1
荒川幹線	アラ-2 ~ アラ-1	φ2,000			71.52	1
合 計					535.59	4

本 管 調 査 判 定 基 準

別紙2-1

項目	ランク	A	B	C
1) 管 の 腐 食	管きよ内径 700mm未満	鉄筋露出状態 内径以上	骨材露出状態 内径の1/2以上	表面が荒れた状態 内径の1/2未満
2) 上下方向 のたるみ	管きよ内径 700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
	管きよ内径 1650mm以上 3000mm未満	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満
3000mm以上の管きよについては、管きよ内径1650mm以上3000mm以下に準ずる				
3) 管の破損	鉄 筋 コンクリート管等	欠 落 軸方向のクラックで 幅5mm以上	軸方向のクラックで 幅2mm以上 幅5mm未満	軸方向のクラックで 幅2mm未満
	陶 管	欠 落 軸方向のクラックが 管長の1/2以上	軸方向のクラックが 管長の1/2未満	—
4) 管の クラック	鉄 筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅5mm以上	円周方向のクラックで 幅2mm以上幅5mm未満	円周方向のクラックで 幅2mm未満
	陶 管	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3以上	円周方向のクラックで その長さが円周の2/3未満	—
5) 管の継手ズレ		脱 却	鉄筋コンクリート管等: 70mm以上 陶 管: 50mm以上	鉄筋コンクリート管等: 70mm未満 陶 管: 50mm未満
6) 浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんでいる
7) 取付管の突出し 注		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
8) 油 脂 の 付 着 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
9) 樹 木 根 侵 入 注		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
10) モルタル付着 注		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満

注1 段差は、mm単位で測定する。また、その他異常(木片、他の埋設物等で上記にないもの)も調査する。

注2 7)取付管の突出し、8)油脂の付着、9)樹木根侵入、10)モルタル付着については、基本的に清掃等で除去できる項目とし、見えない場合の調査判定基準とする。

出典 日本下水道協会発行「下水道管路施設の点検・調査マニュアル」

圧送管路(鑄鉄管・鋼管)の劣化度のランク分け

項目	ランク	A	B	C	異常なし
管内面状況		鉄部腐食あり	モルタルライニング表面が部分的に変色、腐食発生	— ※1	モルタルライニング表面が全面均一 ※2

※1 〇ランクは、実証研究で確認されなかったこと、また、モルタルライニングの軽微な変色と汚れとの見分けが困難なため、設定せず。

※2 モルタルライニング表面に生物膜が付着していることが多い。

出典 国総研資料第1012号 平成30年2月 B-DASHプロジェクトNo.20

下水道圧送管路における硫酸腐食箇所の効率的な調査技術導入ガイドライン(案)P.18

人孔調査判定基準

別紙2-2

部 位	調査項目	判定基準			備考	
		Aランク	Bランク	Cランク		
人 孔	調整部 ※天端・調整 コンクリート	調整部状況	調整モルタル及び リングが破損・欠落	調整モルタル及び リングのずれ・クラック	調整モルタル及び リングのずれ	
	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ		
	破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損		
	クラック	全体がクラック (人孔全周・幅5mm以上)	部分的にクラック (人孔半周・幅2～5mm以上)	軽微なクラック (幅2mm未満)		
	内壁等 ※内壁・スラブ ・管口・副管	隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	
	浸入水	噴き出ている状態	流れている状態	にじんんでいる状態		
	木根侵入	内径の50%以上	内径の10～50%以上	内径の10%未満		
	タルミ	内径の3/4以上	内径の1/2～3/4	内径の1/2未満		
	足掛金物	腐食・劣化状況	欠落している	鉄筋が細くなっている	錆の発生	
	インバート	インバート状況	インバートがない	部分的な欠損	—	
全体	臭気	常に発生	使用ピーク中に発生	季節的に発生		
流下状況	油脂・モルタル・土砂等の堆積状況	管径の1/3以上の付着	管径の1/3～1/10の付着	管径の1/10未満の付着		

管渠調査総括表

- 1 委 託 名
2 委託箇所
3 調査実施総延長

調査箇所	調査実施区間	調査距離 (m)	備 考
計			

4 調査結果

[illegible][illegible]

別紙3-2

※管路施設の維持管理要領、管路施設の維持管理作業基準表、本管調査判定基準などについて、意見・修正がある場合は本欄に内容を記載すること。

別紙3-3

※管路施設の維持管理要領、管路施設の維持管理作業基準表、本管調査判定基準などについて、意見・修正がある場合は本欄に内容を記載すること。

○○調査集計表 (管渠)

受託者

[illegible]

〇〇調査記録表 (管渠)

上流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)		路線番号	工法	管渠(mm)	路線延長(m)		下流人孔番号	人孔深さ(m)	管頂深(m)	写真帳目次	人孔占有位置
													(1)国道、都道、県道その他 (2)歩道、私道、緑樹帯 (3)宅地内 (4)上記以外 該当番号 番
													記事欄
													道路交通概況
													昼間 夜間
													生活環境概況
													住宅地 工場 畑地 山林
													過去の補修状況
距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	距離(m)	異常内容	4分割	判定ランク	備考	写真帳目次(P)	考察	
													
													
													
													
													
													

目視調査集計表（人孔）

受託者

[illegible]

目視調査記録表（人孔）

人孔番号	人孔蓋種別	人孔深(m)	上流管管頂深(m)	下流管管頂深(m)	足掛金物	目地	上流管径(φ)	下流管径(φ)	合流管径(φ)

項目	内容	判定	写真帳	備考	人孔断面図	人孔平面図
		あり	目次			
調整部						
内壁						
スラブ						
管口・副管						
足掛金物						
インバート						
全体						
流下状況						

人孔占有位置	生活環境状況
車道・歩道・宅地内・その他	住宅地・工場・畑地・その他

考察：

写真

写真

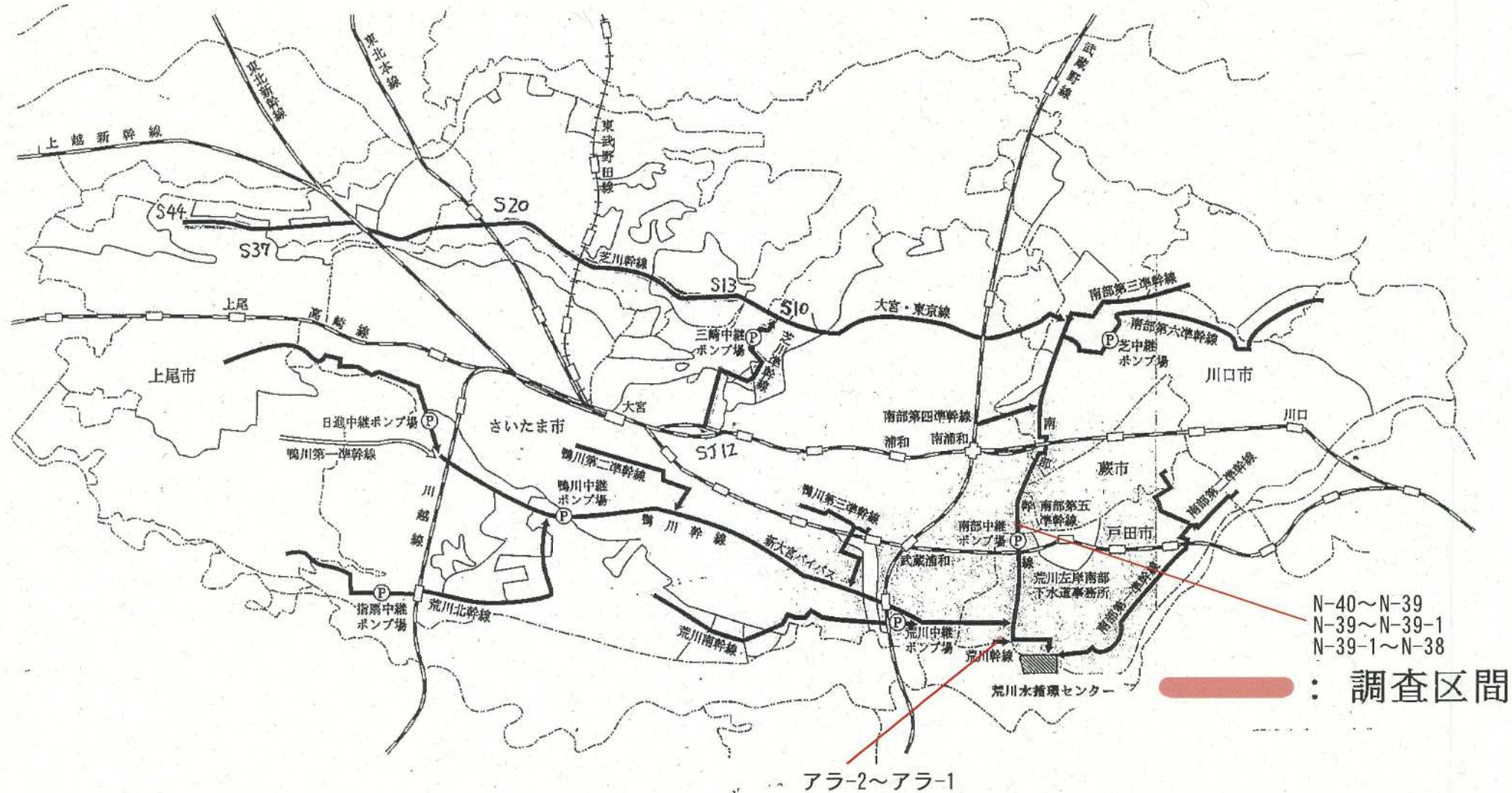
写真

指定路線一覧表

No.	号線	路線名	No.	号線	路線名
1	-	一般国道4号	37	52号	県道越谷流山線
2	-	一般国道16号	38	54号	県道松戸草加線
3	-	一般国道17号	39	56号	県道さいたまふじみ野所沢線
4	-	一般国道122号	40	62号	県道深谷寄居線
5	-	一般国道125号	41	65号	県道さいたま幸手線
6	-	一般国道140号	42	66号	県道行田東松山線
7	-	一般国道254号	43	67号	県道葛飾吉川松伏線
8	-	一般国道298号	44	68号	県道練馬川口線
9	-	一般国道299号	45	78号	県道春日部菖蒲線
10	-	一般国道354号	46	80号	県道野田岩槻線
11	-	一般国道407号	47	102号	県道平方東京線
12	-	一般国道462号	48	109号	県道新座和光線
13	-	一般国道463号	49	111号	県道蕨桜町線
14	1号	県道さいたま川口線	50	113号	県道川越新座線
15	2号	県道さいたま春日部線	51	114号	県道川越越生線
16	3号	県道さいたま栗橋線	52	115号	県道越谷八潮線
17	5号	県道さいたま菖蒲線	53	116号	県道八潮三郷線
18	6号	県道川越所沢線	54	126号	県道所沢堀兼狭山線
19	10号	県道春日部松伏線	55	146号	県道六万部久喜停車場線
20	11号	県道熊谷小川秩父線	56	153号	県道幸手久喜線
21	12号	県道川越栗橋線	57	164号	県道鴻巣桶川さいたま線
22	15号	県道川越日高線	58	171号	県道ときがわ熊谷線
23	27号	県道東松山鴻巣線	59	179号	県道所沢青梅線
24	29号	県道草加流山線	60	195号	県道富岡入間線
25	30号	県道飯能寄居線	61	213号	県道曲本さいたま線
26	34号	県道さいたま草加線	62	214号	県道新方須賀さいたま線
27	35号	県道川口上尾線	63	239号	県道足立川口線
28	36号	県道保谷志木線	64	257号	県道青山熊谷線
29	38号	県道加須鴻巣線	65	261号	県道笠幡狭山線
30	39号	県道川越坂戸毛呂山線	66	266号	県道ふじみ野朝霞線
31	40号	県道さいたま東村山線	67	311号	県道蓮田鴻巣線
32	46号	県道加須北川辺線	68	323号	県道上尾環状線
33	47号	県道深谷東松山線	69	324号	県道蒲生岩槻線
34	49号	県道足立越谷線	70	326号	県道川藤野田線
35	50号	県道所沢狭山線	71	334号	県道三芳富士見線
36	51号	県道川越上尾線	72	376号	県道上笹塚谷口線

図 面 目 次

図番	図 面 名
1	荒川左岸南部流域下水道管内図
2	南部幹線管渠台帳図
3	
7	荒川幹線管渠台帳図
8	



図面名 調査対象箇所 平面図 図番1

南部流域下水道台帳図

図面番号 1017

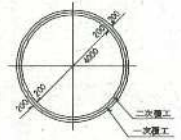
(南部幹線)

埼玉県



管渠断面図

1:100



(水準点)
埼玉県基準番号
478 T.P-5.213m(2021.1.1)

(水準点)
埼玉県基準番号
9 T.P-5.546m(2021.1.1)

凡 例	
—	行政境界
—	処理分界
—	幹線・支線
○	中間マンホール
□	接続マンホール
△	流入マンホール
→	下水の流れ方向

図面名 N-40~N-39台帳図 図番 2

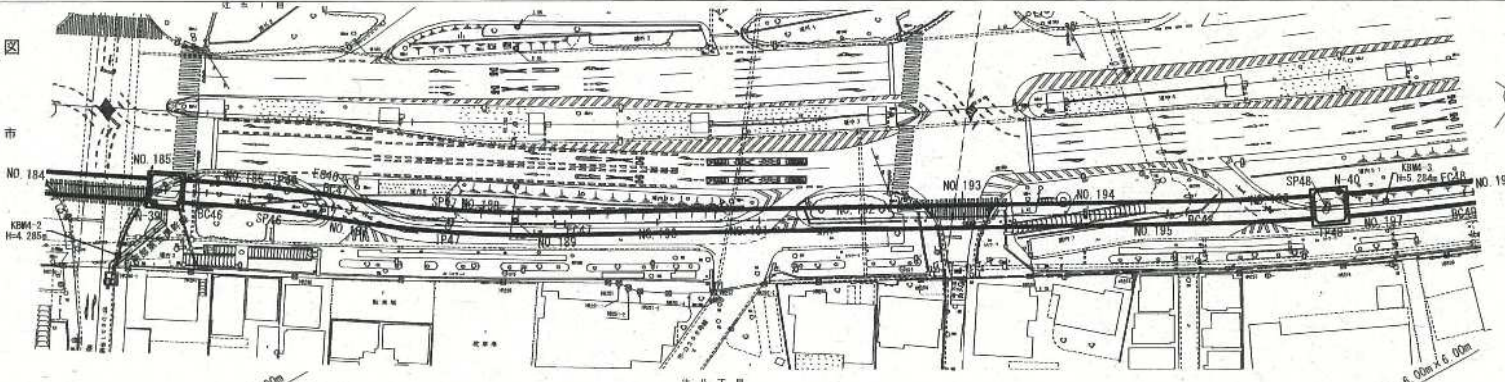
南部流域下水道台帳図
(南部幹線)

埼玉県

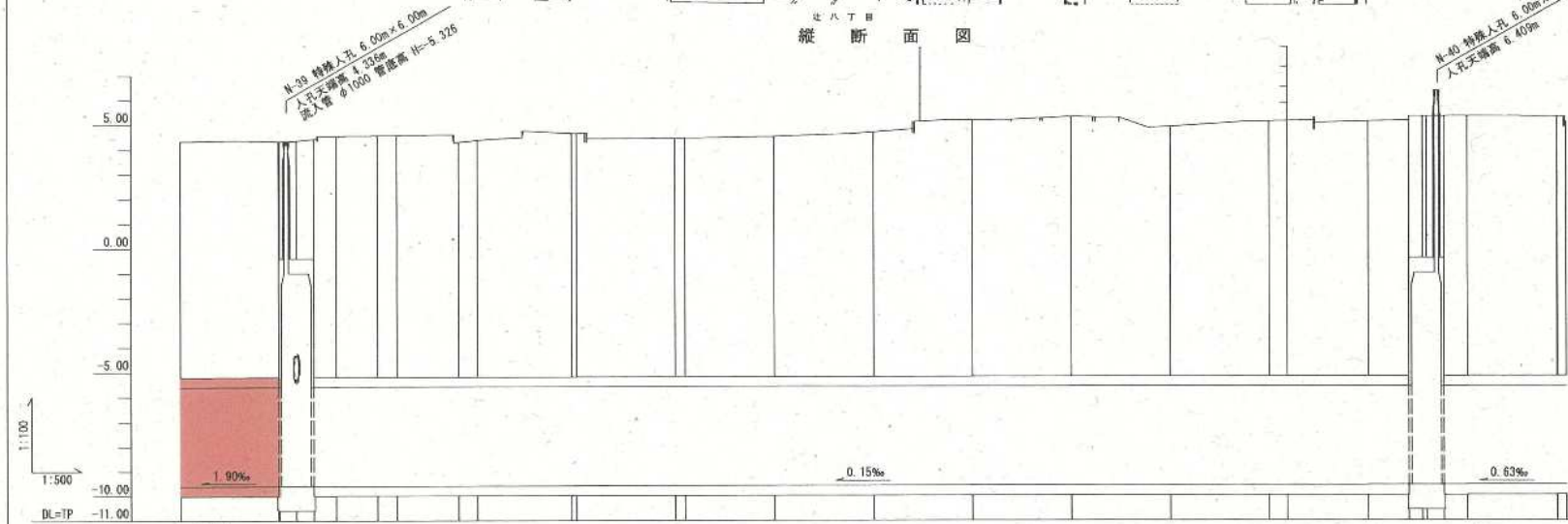
図面番号 1017

平面図
1:500

さいたま市
南区

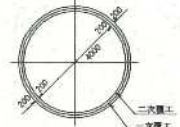


縦断面図



管渠断面図

1:100

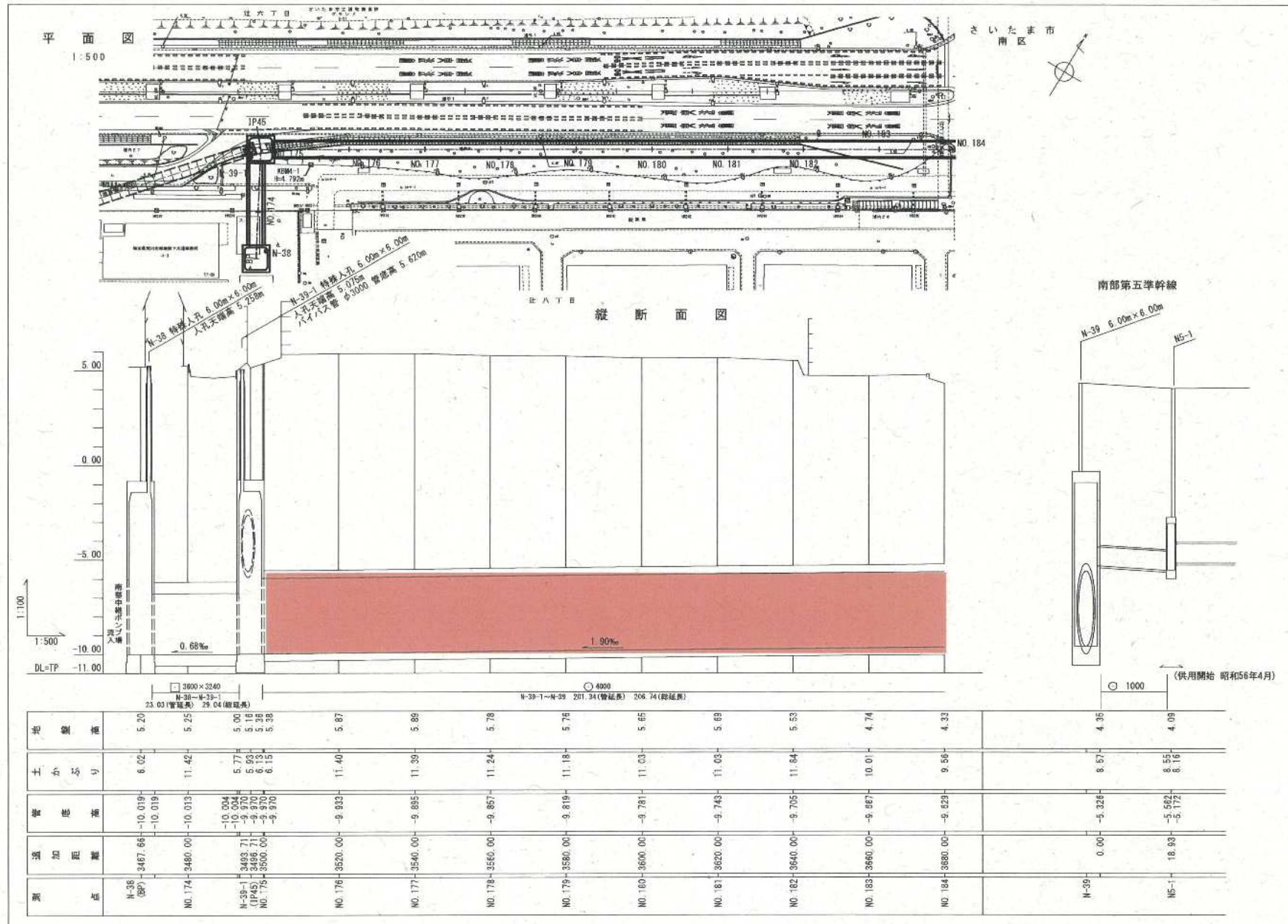


N-39-1~N-39-1 200 74(管延長) 206 74(総延長)					N-40~N-41 222 29(管延長) 228 29(総延長)					N-42~N-43 544 17(管延長) 550 17(総延長)				
管渠番号	NO.184	NO.185	NO.186	NO.187	NO.188	NO.189	NO.190	NO.191	NO.192	NO.193	NO.194	NO.195	NO.196	NO.197
管渠種別	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%	1.90%
管渠径	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33	4.33
管渠長さ	9.56	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73	4.73
管渠高さ	-9.629	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591	-9.591
管渠距離	NO.184-3680.00	NO.185-3700.00	NO.186-3703.45	NO.187-3711.54	NO.188-3720.00	NO.189-3723.89	NO.190-3730.00	NO.191-3740.00	NO.192-3750.00	NO.193-3760.00	NO.194-3770.00	NO.195-3780.00	NO.196-3790.00	NO.197-3800.00
管渠点	NO.184	NO.185	NO.186	NO.187	NO.188	NO.189	NO.190	NO.191	NO.192	NO.193	NO.194	NO.195	NO.196	NO.197

(水準点)
埼玉県基準番号
478 T.P-5.213m(2021.1.1)
(水準点)
埼玉県基準番号
9 T.P-3.546m(2021.1.1)

凡例	
行政境界	
処理分界	
幹線・支線	
中間マンホール	
接続マンホール	
流入マンホール	
下水の流れ方向	

図面名 N-39~N-39-1台帳図 (1/2) 図番 3



図面名 N-39~N-39-1台帳図 (2/2)

図番 4

荒川左岸南部流域下水道台帳図 (特殊人孔構造図)

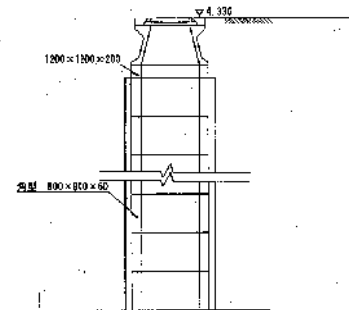
(南部幹線)

埼玉県

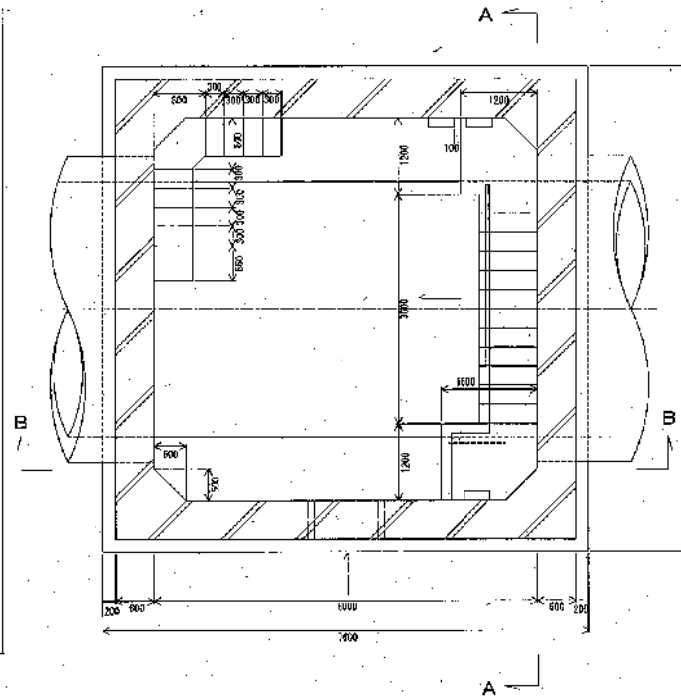
N-39 特殊人孔構造図 縮尺 1:40

台帳図番号 1017

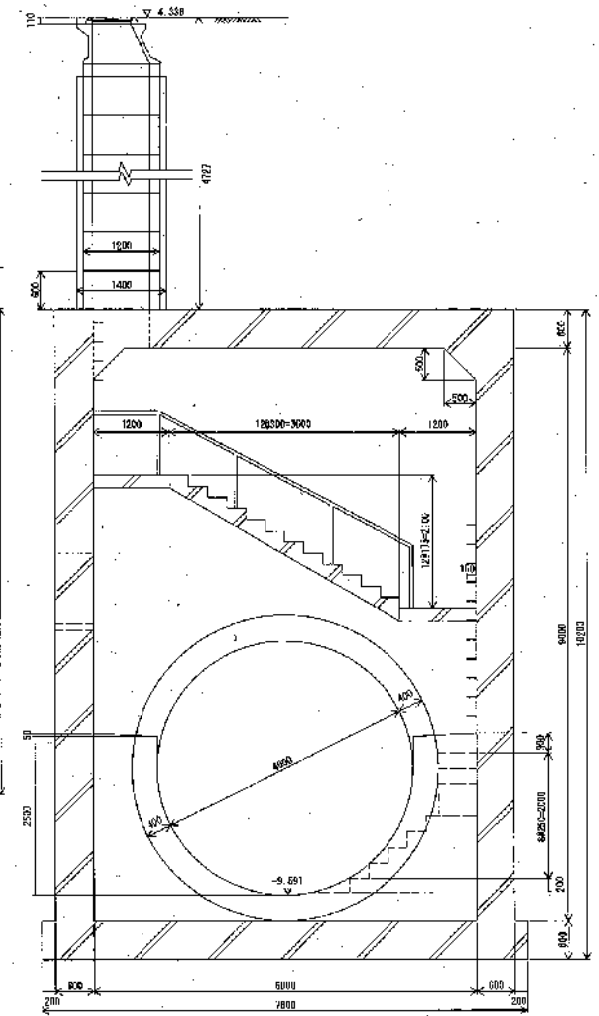
断面図
B-B断面図



平面図



横断面図
A-A断面図



※管底高は平成5年3月調査の台帳図より。 ※地盤高数値は、直轄水準による令和3年度測量成果である。

図面名 N-39人孔構造図 図番 5

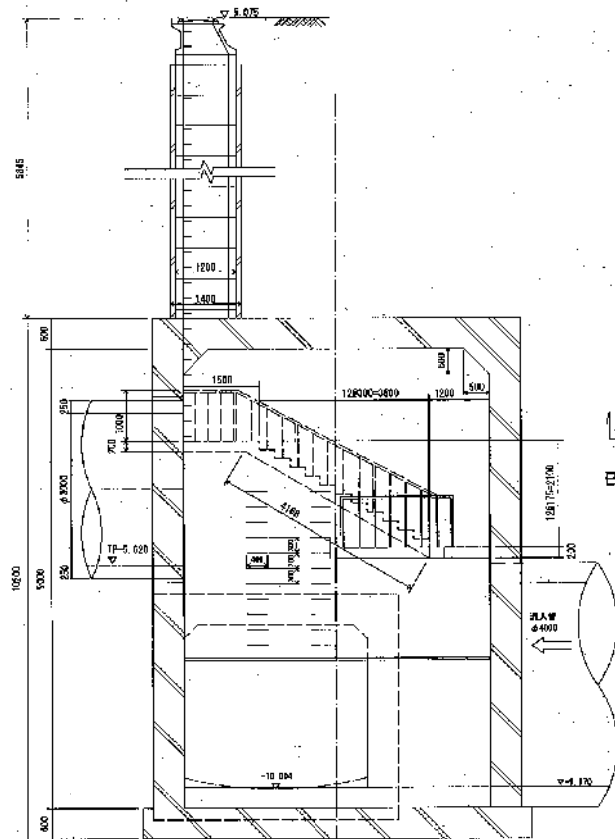
荒川左岸南部流域下水道台帳図(特殊人孔構造図)
(南部幹線)

埼玉県

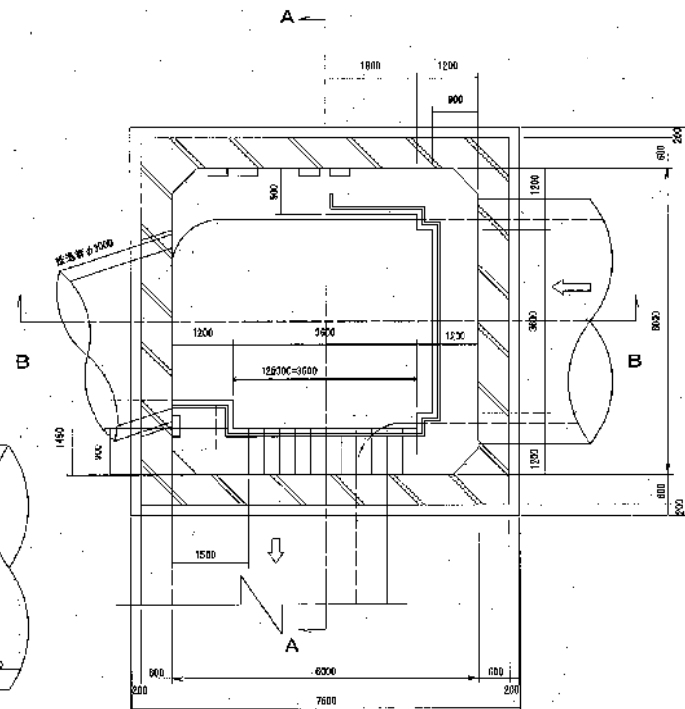
台帳図番号 1016

N-39-1 特殊人孔構造図 縮尺 1:50

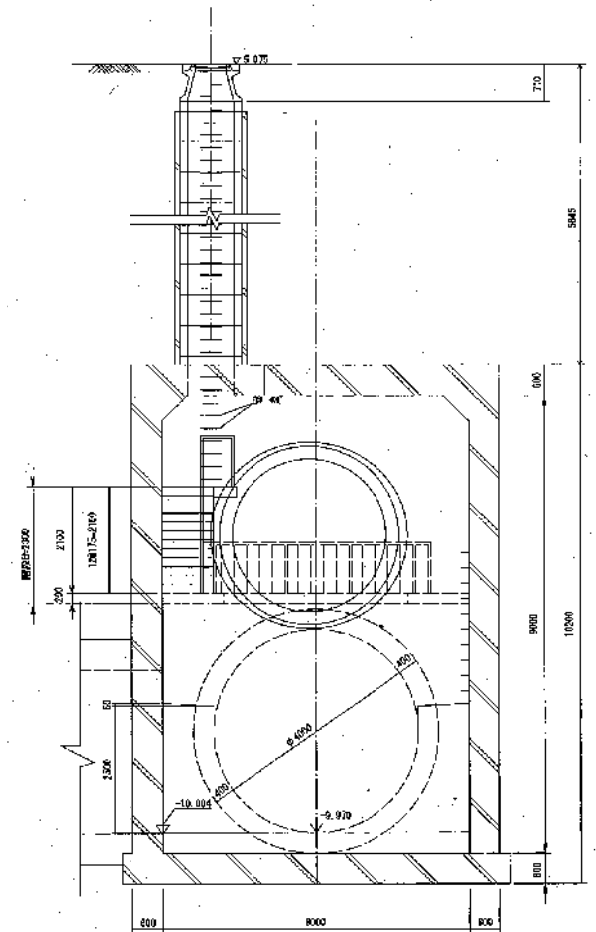
断面図
B-B断面図



平面図



横断面図
A-A断面図



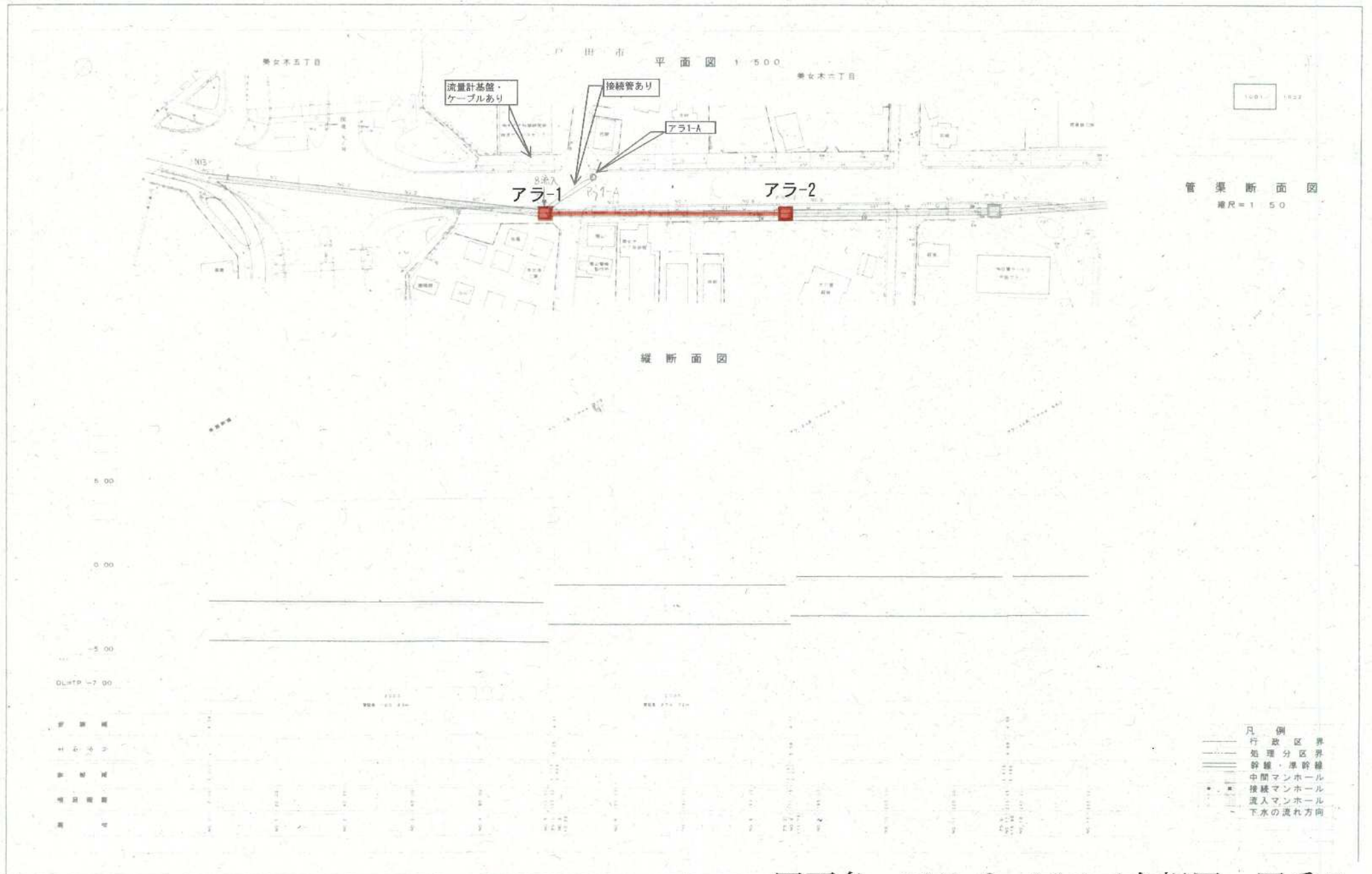
※管底高は平成5年3月調査の台帳図より。 ※地盤高数値は、直接水準による令和3年度測量成果である。

図面名 N-39-1人孔構造図 図番 6

荒川左岸南部流域下水道台帳図

図面番号 1001 (荒川幹線)

埼玉県



図面名 アラ-2～アラ-1台帳図 図番 7

(点の記・横断面図)

埼玉県

